

ニューズレター 第122号・2022年8月

日本カナダ学会 発行人：岸上伸啓 編集人：福士純・岡田健太郎・荒木隆人

事務局：〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園10-1 国立民族学博物館 岸上研究室気付
TEL:06-6878-8255・http://www.jacs.jp・jacs@jacs.jp 郵便振替口座 00150-2-151600
(お問い合わせの受付：電話でのご対応は不定期となっておりますので、お問い合わせはメールにてお願い致します。)

日本カナダ学会のさらなる発展のために

岸上 伸啓

2022年4月より佐藤信行前会長の後を受けて、日本カナダ学会の会長に就任いたしました。ご存知のように本学会は1977年に設立され、約45年の歴史を有しており、これまで学会誌『カナダ研究年報』とニューズレターの刊行、年次研究大会と地区研究会の開催を中心的な活動としてカナダに関する学際的地域研究を推進してまいりました。ところが、近年、私たちの学会活動を阻害するような、予想と想像をはるかに超える危機的な事態が発生しています。

2020年からコロナ感染症が世界的な流行を見せ、国境を越えた人間の移動や交流が著しく制限されてきました。また、2022年2月末にはロシアのウクライナ侵攻がより一段と活発になり、国際的に大きな政治問題となりました。これらの事態は私たちの日常生活のみならず、研究や調査、交流の諸活動にも大きな影響を与えてきました。

このような状況の中で、私は本学会をさらに発展させるために3つの大きな方針（目標）をかげ、任期中にそれらを実行に移したいと考えます。

第1の方針は、カナダ研究のさらなる推進と振興です。本学会の研究活動の中心が学会誌（年1冊）の刊行と年次研究大会の開催であることには変わりありませんが、これまで以上に各地区の研究会活動を活性化させたいと考えます。とくにコロナ禍のもとで、対面による会議の開催が難しくなったため、オンラインによる研究会が開催されるようになりました。オンラインを利用することによって地区を越えた研究会への参加が可能となり、毎回の参加者数が増加傾向にあります。オンラインを活用することにより、他地区の会員の参加を促し、かつ活発な討論ができればよいと考えています。また、ほぼすべての会員が電子メールを利用しているので、会員間をメールリンクでつなげ、それを利用して研究情報を交換することによって、研究活動を活性化させたいと考えます。

第2の方針は、若手人材の育成と会員の増加を推し進めることです。現在、学会員数は約

(次ページに続く)

JACS Newsletter No.122 (August 2022) // 本号の内容：日本カナダ学会のさらなる発展のために（岸上伸啓）●カナダ研究紹介：先住民の権利回復に向けた動きから「国家」との関係性を考える（永井文也）●新刊紹介：下山晃著『奇跡の地図を作った男—カナダの測量探検家デイヴィッド・トンブソン—』（木野淳子）●第47回年次研究大会へのお誘い（広瀬健一郎）●事務局より（第47回年次研究大会のお知らせ、「トラベル・グラント」募集について、『カナダ研究年報』第43号（2023年9月発行予定）の公募要項、会費納入について（お願い）……………●編集後記

235名ですが、大学等で退職を迎え、退会される会員が増える一方、若手の会員数は伸び悩んでいます。私は、若手人材の育成と会員の増加を大きな目標のひとつにしたいと思います。具体的には、大学や大学院でカナダ関連の授業を積極的に開講することや、既存の授業科目の内容をより充実させることを、会員の皆様をお願いしたいと考えます。また、年次研究会や地区研究会での若手研究者による発表の機会を積極的に増やしたいと考えます。

第3の方針は、カナダ研究の成果と面白さを普及させることを通してカナダ・ファンを新規に開拓することです。会員の皆様には、研究成果を著作、学会誌、ニューズレター、ホームページや講演会等によって積極的に社会一般に広く発信することを期待いたします。多様な成果発信を通して多くの方々にカナダ研究のすばらしさや面白さを知って頂きたいと考えます。また、カナダ学会以外の諸団体のカナダ関連イベントに積極的に協力、参加することをお願いいたします。

日本カナダ学会のより一層の発展のために皆様と力を合わせて頑張りたいと思いますので、ご支援とご協力をお願い申し上げます。

(日本カナダ学会会長・国立民族学博物館)

* * *

＜カナダ研究紹介＞

先住民族の権利回復に向けた動きから「国家」との関係性を考える

永井 文也

現時点における私の研究関心は、カナダや日本を中心に先住民族による国内的・国際的な権利回復運動の展開にある。とりわけ、権利回復に向けた活動を取り巻く国家や州の政策やその機関による対応を含めて取り上げ、先住民族と国家などとの関係性、なかでもその「和解」をめぐる動きを1つの焦点としながら先住民族の権利をめぐる現状の可能性や課題について検討を進めている。

カナダの文脈では、私はこれまで先住民族の土地に関する権利をめぐる動きに主たる関心を寄せてきた。カナダにおける先住民族の土地を含む諸権利をめぐる政策や運動には多様な側面があるが、とくに影響力を持つアプローチの1つとして認識されるのが裁判であり、そこでは土地に関する権利として先住民族の土地権原 (Aboriginal title) が争われてきた。土地権原をめぐる裁判の転機の1つとなったのはブリティッシュ・コロンビア州北部のニスガの人々の土地権原を争ったコルダー対ブリティッシュ・コロンビア司法長官 (Calder v Attorney General of British Columbia) であり、その1973年の最高裁判決である。当該判決はその後のカナダ国内外での土地に関する権利をめぐる裁判や運動の中で参照されてきたことに加えて、近代的な条約交渉・締結といったさまざまな動きにもつながってきた。なかでも、前者の流れに位置づけられ、2014年にカナダ最高裁判所が特定の領域に初めて土地権原を認めた画期的な裁判と認識されるチルコーティン・ネーション対ブリティッシュ・コロンビア (Tsilhqot'in Nation v British Columbia) を中心的な事例として私は検討を進めてきた。当該裁判で対象となった領域はブリティッシュ・コロンビア州内陸に位置する。

この検討にあたって着目してきたのが、裁判それ自体だけではなく最高裁判決以後の交渉や合意の動きである。その背景として、土地権原をめぐる判決に対してこれまで法学者を中心にその解釈や批判的な考察が進められてきた一方、裁判所により明らかにされる土地権原の保障には動態性や潜在性があり、その具体的な内容や実現には先住民族と連邦・州政府などとの交渉や合意を通じた関係性の構築が必要と認識されてきた。私はとりわけ、ここで「和解」の概念に着目する。カナダ社会や政策において、先住民族と連邦・州政府との関係について「和解」という言説が先住民族の人々も含めて広く用いられてきたととも

に、カナダ最高裁もこれまで先住民族の権利保障の本質的な目的の1つとして先住民族との「和解」を述べている。そのため、「和解」の実現を念頭にしつつ先住民族の権利承認や保障のあり方と考えることは一定の社会的・政治的・法的な意味を持つ。この際、「和解」という概念にもいくつかの類型があることも指摘されるが、一方の価値基準への整合性のみを達成するのではなく、相互の尊重により時間や状況とともに刷新していく関係性の構築を要求するダイナミックなプロセスであるという認識を基盤に、私は土地権原の承認を背景とする先住民族の権利保障に向けた交渉や合意の現状と展開を考えてきた。

この際、さらに「和解」の実現に向けた権利保障の文脈で重要な側面として理解されてきたのが、とりわけ先住民族に固有かつ伝統的な法である先住民族法である。私もまた、いかに先住民族法が承認かつ尊重されるのかという点に着眼してきた。事実、チルコーティン裁判以後の展開に対する検討では、裁判プロセスだけでなくその後の交渉や合意文書において先住民族法の承認や尊重が認識されつつあることが指摘される。ただ同時に、異なる法システムの調和の実態としてはそれらが対等に尊重されているとは言い切れない場合も窺える。これに加えて、カナダでは近年国際的な先住民族の権利規準の国内実施に向けた動きからその重要性に対する認識も高まりつつある。とくに、2007年9月に国連総会で採択された「先住民族の権利に関する国際連合宣言」（以下、国連宣言）を国内的に尊重する枠組みとして、まず2019年にブリティッシュ・コロンビア州法、続けて2021年にカナダ連邦法が制定される動きがあった。こうした近年の動きにも連動して、チルコーティン・ネーションと連邦・州政府との交渉・合意といった個別の文脈においても国連宣言への参照が増えてきている。国連宣言はその前文で先住民族と国家のパートナー

シップの重要性に言及するだけでなく、先住民族法の尊重に関する条文も含み、カナダにおいて重大な言説である「和解」への関連性や可能性も持つ。以上のような視点や問題関心から、私は継続的に、カナダにおける先住民族の権利を取り巻く政策や運動を通じて異なる法システムが多元的にいかに関わり合い、「和解」をめぐる動きが作られていくのかについての検討を試みている。

さらに、私はカナダにおける先住民族と国家などとの関係性をめぐる議論のアプローチや枠組みも参考にしながら、日本社会における先住民族の権利をめぐる運動や政策のあり方についても関心を寄せてきた。国家や地域の文脈の違いとして、日本にはカナダと異なり国内的に先住民族の権利を規定する法律や政策はないことがこれまで指摘され、また「和解」の言説も主流ではない。しかしながら、アイヌ民族や琉球民族は国内的な活動に加えて、国連を中心として権利回復に向けた国際的な活動にも1980～90年代より取り組んできた。私はこうした運動の背景と展開も検討することで、国内外におけるこれらの集団に対する先住民族としての承認がいかに変化してきたのかについても整理・検討してきた。例えば、国連人権条約機関などはアイヌ民族をまずマイノリティ、次に先住民族として段階的に認め、日本政府にもその存在と権利を尊重することを勧告してきた。こうした国際的な動きと相互関連性を持ちつつ、1997年に北海道の二風谷におけるダム建設を争った裁判の札幌地方裁判所の判決で、また2008年には日本政府により、アイヌ民族は先住民族と認められてきた。同様に、琉球民族による国際的な取り組みを背景に国連人権条約機関などは徐々にその認識を変化させ、2010年前後より日本政府に対して琉球民族を先住民族として承認することを求める勧告を繰り返すに至っている。ただ、日本政府はその歴史における特色豊かな文化や伝統を認めてはきた

が先住民族としては認めていない。

こうした動きと連動しながら、近年では漁業や遺骨返還の権利をはじめとして先住民族の権利をめぐる裁判といったさらなる動きも見られているが、それらの流れの中で国連宣言は1つの重大な権利規準として参照されてきた。さらに、アイヌ民族の「法」を捉えて尊重する重要性を指摘する研究も見られ、琉球民族の文脈も含めて私もその認識を共有している。つまり、日本における先住民族の権利回復の動きや関連する政策なども多元的な法システムの関わり合いをめぐる議論として捉えうるとともに、先住民族と国家とのパートナーシップの構築、敷衍すれば「和解」の議論ともつながる動きとして理解しうる。言い換えれば、カナダと日本の文脈における先住民族の権利回復運動はともに、先住民族法の尊重を1つの側面とする先住民族と国家などとの関係性をめぐる動きのなかにあると捉えながら、その現状や構造、課題を考察しうる。こうした観点から、私は現在の研究を進めてきている。ここではまた、文脈の違いに関する丁寧な検討が求められるが、カナダと日本における言説や政策、権利状況の比較・検討も視野に入る。

(恵泉女学園大学)

* * *

<新刊紹介>

下山晃著 『奇跡の地図を作った男—カナダの測量探検家デイヴィッド・トンプソン—』 (2021年、大修館書店)

木野 淳子

本書は、これまで日本でほとんど知られていなかった探検家、測量士、天文学者でもあるデイヴィッド・トンプソン (David Thompson 1770-1857) についての初めてのまとまった研究である。不勉強なことに、筆者はトンプソンの具体的な功績の詳細は知らなかったが、A・マッケンジー、S・フレーザー、S・ハーンら「探検家」の多くが毛皮交易のルートを開拓するために内陸部に入っていたと理解してい

たので、カナダの探検についての地図を見た際に、トンプソンの探査のルートのみ他の探検家に比べ何やら複雑なことが印象に残っていた。それこそが、彼が「最も偉大な地図製作者」であるゆえんであったのだ。

『毛皮と皮革の文明史』(2005年)の著者でもある下山晃氏は、2008年にカナダ文明博物館(当時、2013年以降カナダ歴史博物館)で、トンプソンによるカナダおよびアメリカ合衆国にまたがる「北西領域地図(Map of the North-West Territory of the Province of Canada from actual Survey during the years 1792-1812)」を含む展示を見て大変感銘を受け、トンプソンについて興味を持ったことである。長年毛皮交易史を研究されてきた著者は、その地図の重要性に一目で気付かれたのであろう。

1770年4月30日にイギリス、ロンドンの貧民街に生まれたトンプソンは、2歳で父親を亡くし、7歳で入学したグレイコート慈善学校で数学と天文学の基礎、航海術、その後の測量、地図作成に必要な技術的知識の基礎を習得したのち、14歳でハドソン湾会社(以下HBC)に徒弟として入社した。当時HBCは、毛皮資源を獲得するため、モンリオールを本拠とするノースウェスト会社(本文中での訳は「北西会社」。以下NWC)と熾烈なライバル関係にあった。そのような状況で、トンプソンは、HBCの毛皮交易網拡大のため測量を行い、1797年にNWCに移ってからはさらに精力的に測量を行った。その集大成として、NWC引退後の1812年から2年間で、スペリオール湖南東部からロッキー山脈を超え、太平洋岸に至るカナダと合衆国の北西部の詳細な地図を完成させた。トンプソンは過酷な冬の時期の測量であっても、あえてルートを変え、引き返し、地図としての精度を上げるための努力を惜しまなかったが、生涯で100,000 kmに及ぶ測量行程のほとんどを右足、右目が不自由な体で行っていたというのも驚きである。

また、トンプソンは詳細な日誌を残しているが、著者は、その記述からトンプソンが同時代人と大きく異なり、先住民に対し差別せず、彼らの言語をいくつも学び、彼らの文化などを知らうとしたその姿勢を高く評価している。トンプソンは1799年にメイティ(本文中では「メティス」)の娘、シャーロット・スモール(当時13歳)と結婚したが、同時代のイギリス人男性が「現地妻」を捨て本国に戻る事が多い中、トンプソンは58年もの結婚生活を彼女と過ごした。その結婚生活の前半では、シャーロットは幼い子供たちを連れて、困難なロッキー山脈の42,000 kmにも及ぶ測量の旅で夫に同行した。著者は、トンプソンが測量活動や毛皮取引を行う上でのシャーロットの貢献が、近年再評価されていることにも触れている。

NWC引退後も、トンプソンは、その測量士としての高い力量から、1812年戦争後の英領北アメリカと合衆国の国境を決めるための国際国境確定委員会のイギリス側の測量士として調査を行い、1818年協定でウッズ湖からロッキー山脈までを北緯49度線とすることに大きく関わっていた。しかし1821年にNWCがHBCに吸収される形で合併されると、トンプソンの晩年は暗転する。何よりも、彼の長年の測量、調査の集大成であった「北西領域地図」が、彼の名前が掲載されることなくアロースミスのカナダ地図に付け加えられて出版されたことは、耐えがたいものであったであろう。トンプソンは、彼の日誌をもとにした『探検記』の出版もできず、苦しい生活のまま亡くなった。没後40年以上経った1894年、ティレル古代生物博物館に名を遺すJ・B・ティレルによって、トンプソンの39冊の日誌、11冊のフィールド・ノート、そしてトンプソンの署名のある北米西部の地図が発見され、紆余曲折を経て、1916年にティレルの序文・解説付きでトンプソンの『探検記』が出版されたことで、その業績がようやく世に広く知られることとなったのである。

以上、内容を紹介したが、本書の中で、著者はカナダも合衆国と同じく先住民に対し差別をし、あるいは奴隷にしてきたと繰り返し指摘する。その指摘は重要であり、また、カナダにももちろん差別は存在するが、しかし、シルヴィア・ヴァン・カークの「多くの優しい絆」説に対する反論は、「多くの優しい絆」説を十分理解した上でのものとは言い難く、反論も文脈に沿ったものというよりは、唐突さが目立つ。おそらく、そのような差別の横行する時代でのトンプソンの高潔さを浮かび上がらせることを意図したものと思うが、読み進めていく上では、トンプソンとともにカナダ北西部の測量の旅をしている読者の気持ちが寸断されるように思う。

また、第II章で、トンプソンが早くから先住民の文化や言語に興味を持ち、記録を取っていたとある。一部彼の日誌からの引用があるものの、多感な若者が、イギリスでの生活とは全く異なる広大なカナダの自然に触れ、そこに暮らす先住民や彼らの言語についてどのように書き残したのか、もっと具体的に彼自身の言葉から知れたかった。それが示されれば、トンプソンが若い時からいかに同時代人と異なっていたのか、彼自身の生きざま、高潔で勤勉な人物像が浮かび上がり、さらに彼の残した記録の重要性もより明確に示すことができたのではないかと。

いくつかカナダに関する認識不足が見受けられる記述や訳語がある点も惜まれるが、本書によって、稀有な存在であるトンプソンの生涯を日本語で学ぶことができる意義は大きい。トンプソンの測量探査を示す地図や彼自身によるロッキー山脈のスケッチなどの豊富な図版、巻末の年表、参考文献やトンプソンの『探検記』のインターネット上での閲覧サイトなどの情報も掲載された本書は、一般読者に彼の魅力を伝えるだけでなく、今後のトンプソン研究を進める上での指針となろう。

(東京外国語大学)

第 47 回年次研究大会へのお誘い

広瀬健一郎

今年の年次研究大会は、2022年 9月 16日(金)、17日(土)、18(日) の3日間にわたり、北海道千歳市の ANAクラウンプラザホテルにて開催致します。今大会は地方大会でもあることから、開催地の特色を生かしたカナダ研究の場になるよう企画致しました。運営にあたっては、岡部敦大会実行委員長(札幌大谷大学)をはじめ、北海道地区の会員が中心となって、これまでの学会にはない、特色あるプログラムを準備してきました。

特色の第1は、アイヌ民族の先住民権をシンポジウムのテーマとしたことです。そこで基調講演者に先住民族の高等教育に長年携わってこられたヴァーナ・ビリーミナバリエツト氏(ニコラバレエ職能開発大学副学長)をオンライン上でお招きし、「先住民族の土地権、文化、教育」をテーマにお話頂くこととしました。基調講演を受けて、「アイヌ民族の先住民権回復を目指して」と題するシンポジウムを開催し、アイヌ文化の継承やアイヌ語教育の実践に取り組んでこられた方々から、アイヌ民族が直面している諸課題についてお話を頂きます。カナダの先住民族の権利回復の取り組みを学ぶことを通して、アイヌ民族のおかれた状況がより深く理解できるような討議を期待しております。

特色の第2は、北海道とアルバータ州の姉妹提携に着目したシンポジウムの開催です。北海道とアルバータ州の国際交流を基盤とした地域づくりの実践を取り上げ、過疎化という困難な状況に直面しながら、地元の生活、文化、経済を守り、魅力化を図ってきた地域の取り組みを紹介し、その取り組みの概要、背景としての基本的な考え方、そして取り組みの成果についての分析を試み、北海道における地域づくりのあり方について議論致します。

特色の第3は、プレセッションとして、北海道立千歳高等学校国際教養科の生徒による研究発表の場を設けたことです。この日のために、岡部実行委員長をはじめ、山口未花子企画委員(北海道大学)、河原典史会員(立命館大学)がレクチャーを行うとともに、助言をしてきました。次代のカナダ研究者を育成する上でも、カナダ研究の魅力を広く発信していく上でも、そして日加交流の担い手を育成する上でも、学会の社会的責任を果たす取り組みだと考えております。ぜひ、プレセッションからご参加ください。

特色の第4は、エクスカージョンを設けたことです。世界遺産に指定された縄文遺跡群やアイヌ文化の伝承に取り組む千歳市立末広小学校等でフィールドワークを行います。北海道について深く学んでいただければと考えております。

このほか、自由論題、「1982年憲法の 40年—カナダ憲法への視点」、「カナダにおける教育と公正」の3つのセッションをご用意致しております。いずれも、時宜にかなったホットなトピックを設定致しております。基調講演やシンポジウムの知見とこれらのセッションの内容を重ねることで、より深い理解を実現できるのではないかと期待しております。

今大会は、対面参加とオンライン参加のハイブリット方式で行います。一人でも多くの皆様と北海道で、あるいは、オンライン上でお会いできますことを心待ちにしております。

(第 47 回年次研究大会企画委員長・鹿児島純心女子大学)

((事務局より))

会 HP 内で発表致しますので、ご覧下さい。

◆ 第 47 回年次研究大会のお知らせ

2022 年 9 月 17 日 (土) ・ 18 日 (日) 、
ANA クラウンプラザホテル千歳および Zoom
にて第 47 回年次研究大会が開催されます。
プログラム・報告要旨集につきましては、学

◆ 「トラベル・グラント」募集について

2022 年度 (2022 年 4 月 1 日 ~ 2023 年 3
月 31 日) までの間に、カナダおよびカナ
ダ以外の国 (日本を除く) で開催される国
際会議などでカナダ研究について報告をす

る本学会会員に旅費一部補助の制度です。本学会会員によるカナダ研究の成果を広く海外に発信し、研究の交流や国際化を図るのが目的です。ただし、トラベル・グラントは旅費の一部を補助するのが趣旨ですので、旅費のすべてをカバーするものではありません。募集要項は次のとおりです。(1) **支給人数と支給金額**：1名につき5万円・最大2名。(2) **支給対象者**：募集時点において日本カナダ学会会員であること。原則として、専任の勤務先を持たない会員。専任の勤務先を持つ会員でも応募出来ませんが、優先度は低くなります。(3) **応募書類**：①本学会所定の応募用紙（日本カナダ学会のホームページに掲載）、②国際会議などでの報告が正式に受け入れられたという文書（メールも可）、③出張に関する費用（航空運賃、滞在費、参加登録料など）の見積書。(4) **出張後の義務**：①帰国後2週間以内に報告した論文を、郵送にて学会事務局に提出すること。②出張に関わる費用の報告書（学会ホームページ掲載の所定の書式）。(5) **その他の事項**：①当該年度内でトラベル・グラントの予算額（10万円）が満額執行されなかった場合でも、原則として、残額を次年度への繰越は行いません。②出張期間は当該年度内に終了しなければなりません。③このグラントを支給された会員は、原則として再度応募することはできません。(6) **審査方法**：日本カナダ学会理事会における審査機関（対外交流・社会連携委員会）により事前審査を行い、それぞれ5月および9月の理事会にて最終決定します。(7) **応募締切日**：2022年4月末日および同年8月末日（年2回）。(8) **提出先**：〒565-8511 大阪府吹田市千里万博公園10-1 国立民族学博物館 岸上研究室 気付 日本カナダ学会事務局宛。(9) **問い合わせ**：電子メールにて事務局まで。

◆『カナダ研究年報』第43号（2023

年9月発行予定）の公募要項

(1) **未発表の完全原稿のみ**（採否の決定はレフリー制による）。(2) **原稿の種類**：「論文」（邦文40字×40行×12.5枚相当以内；英仏文16語×25行×20枚相当以内）；「研究ノート」（邦文40字×40行×8枚相当以内；英仏文16語×25行×12.5枚相当以内）；「書評」（邦文4500～5000字）いずれも横書き、図表、注、文献リストを含む。(3) **締切**：2023年1月末日必着。(4) **執筆要項及び投稿用表紙**：JACS ホームページに掲載。(5) **原稿送付先**：〒277-8687 千葉県柏市光ヶ丘2-1-1 麗澤大学 田中俊弘宛（郵送）、あわせてttanaka@reitaku-u.ac.jp（メール添付）まで。

◆会費納入について（お願い）

現在会費の納入を受け付けております。また、前年度までの会費を未納の方は、直ちに納入下さい。過去3年分（当該年度を含まず）の会費が未納の場合、学会からの発送物停止等をもって会員資格を失うこととなりますのでご注意ください。一般会員：7,000円・学生会員：3,000円（学生会員は、当該年度の学生証のコピーを提出のこと）。郵便振替口座：00150-2-151600。加入者名：日本カナダ学会。他金融機関からの振込の場合は、口座番号：ゆうちょ銀行〇一九（ゼロイチキョウ）店 当座 0151600 ニホンカナダガソカイ。来年度以降、自動振替に移行希望の方は事務局までご連絡ください。必要書類をお送りします（自動振替による口座引落は7月です）。ご協力願います。なお会員区分の変更のある場合は直ちに事務局までお知らせ下さい。

* * *

★編集後記・・・今年度はオンラインに加えて3年ぶりの対面での年次大会の開催となります。まだコロナの先行きは不透明ですが、少しずつでも学会の活動が以前のように戻っていくことを願ってやみません。私は、今号から編集担当委員を担当させて頂くことになりました。初めての経験ですが、カナダ研究の今後の発展に大きく影響するニューズレターの編集という大変重要な役割を担っているという自覚をもち、頑張りたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いたします。……………(TA)